

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和6年度第1回さつま警察署協議会
会 議 日 時	令和6年7月19日金曜日 午後3時から午後4時50分まで
会 議 場 所	さつま警察署2階会議室
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下6人 2 警察署 署長以下7人
<p>(会議の概要)</p> <p>1 会議次第</p> <p>(1) 通常点検視察</p> <p>(2) 開会</p> <p>(3) 会長挨拶</p> <p>(4) 協議</p> <p>ア 令和6年の治安情勢と警察署の取組状況について</p> <p>イ 地域住民が強く解決を望んでいると認められる事項について</p> <p>ウ 速度取締りの指針について</p> <p>(5) 閉会</p> <p>2 委員からの意見・要望の提言等</p> <p>(1) 県警の不祥事に関連する質疑・意見について</p> <p>(委員) 連日報道されている県警の不祥事の件について、さつま署としては、どのように捉えていますか。</p> <p>協議会委員に話せる範囲で構いませんので説明してください。</p> <p>(委員) 大変お尋ねしにくい事ではありますが、今、町民の関心事と言ったら県警の不祥事とされている件だと思います。</p> <p>6月6日の報道番組では過去のことも取り沙汰されており、県警の組織の在り方についても随分な言われようで、まるで刑事ドラマを見ているようでした。</p> <p>さつま警察署においては、物が言えないようなことはなかろうかと思っておりますが、頼りにしたい警察があのようなことでは、安心安全な町はどこにあるのだろうかと考えてしまいます。</p> <p>県の方がどうあれ、さつま警察署は今までと同じように署員一丸となつての活躍をお願いいたします。これからも私たちの力になってください。</p> <p>(委員) 現在、鹿児島県警内（本部含む。）において、職員の職務規程や法に触れる行為が報道されていますが、さつま警察署管内において、このような事案は過去（10年前まで）また、現在ありませんか。</p> <p>(署長) 県警では、令和6年4月以降</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 曾於警察署（犯行時は警備部公安課）巡查長による地方公務員法違反</li> <li>・ 警備部公安課警部による不同意わいせつ事案</li> <li>・ 枕崎警察署巡查部長による盗撮事案</li> <li>・ 元生活安全部長による国家公務員法違反</li> </ul> <p>と、連続4件の逮捕事案が発生しているところです。</p> <p>また、今月12日には</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 南さつま警察署巡查長による道路交通法違反</li> </ul> <p>に関する処分発表がなされたところです。</p> <p>係る事態は、過去に類を見ない危機的なものであり、県警察におきましては、警察庁による特別監察を受けるとともに、警察本部において警察署協議会代表者からの意見聴取や職員各層からの意見聴取、その他事件発生の際の経緯を踏まえ、抜本的な改善を推進すべく、プロジェクトチームを結成して再発防止策を講じているところです。</p> <p>その内容は近く当署にも示達され、また一部は公表されるものと承知しています。</p> <p>このような情勢を踏まえ、以下お答えします。</p> <p>1点目としまして、さつま警察署における過去10年の非違事案の有無、現時点における非違事案の有無についてです。</p> <p>さつま警察署におきましては、過去10年、公表基準に該当する懲戒処分事案は発生していません。</p> <p>次に現時点での取扱いにつきましては、刑事訴訟法をはじめとする関係法令の制約</p>	

もあり、その有無を含めて、お答えは差し控えさせていただきます。

2点目としまして、現下の情勢におけるさつま警察署の認識等についてお答えいたします。

さつま警察署では、近日の非違事案の発生に鑑み、

- ・ 幹部による的確な業務管理・人事管理
- ・ 職務倫理教育の充実

等の施策を講じて一層の綱紀肅正に努めるとともに、定期的に

- ・ 階級や係、年齢等を問わず、署長次長と懇談する機会

を設けるなどして、上下の意思疎通を容易にする関係性を構築し、相互意見形成しやすい環境作りに努めているところです。

そして何より、職員が萎縮することなく毅然として職務を執行できる体制を構築すべく、バックアップ体制を強化し、組織力を発揮する組織運営に努め、より「安全安心なさつま町」の構築に寄与すべく署員一丸となって職務に邁進しているところです。

(2) 道路表面のポットホールについて

(委員) 雨が続いた影響で、町道、県道又は国道を問わず、道路表面のポットホールが増え、また大きくなっています。

安全な交通に支障を来すと思われるので、道路管理者との協議をお願いします。

(地域交通課長) 街頭活動等を通じて交通の支障となる道路の陥没を発見した際は、警察官がパイロン等を設置するなどして危険防止措置を講じるとともに、各道路管理者にその都度情報提供しているところです。

今後も引き続き関係機関と連携を図り、安全かつ円滑な道路交通環境の整備に努めてまいります。

(3) ゴミの不法投棄について

(委員) ゴミの不法投棄に対して、警察が対応できることはどこまでですか。

(生活安全刑事課長) お尋ねのゴミの不法投棄とは、法律に違反してゴミを投棄することと受け止めて、お答えします。

一般的なこととして「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」という法律に

「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」(第16条)

と規定されていますので、この法律に違反する行為については、刑事事件として警察の取締りの対象となります。

警察としましては、パトロール等通常勤務を通じて、不法投棄に対する警戒を行うとともに、通報等で不法投棄を認知した場合は、捜査の基本にのっとり、犯人と証拠について捜査をします。

わかりやすく申し上げますと、現場を確認し、投棄されたゴミから犯人を特定できないか調べたり、犯行の目撃者がいないか聞き取りを行ったり、現場及びその付近に防犯カメラが設置されていないかなどの捜査を行います。

犯人を特定し、証拠が得られれば検挙することとなりますが、検挙できるまでの証拠が得られない場合等には、行為者に対して指導、警告するなどの対応を取ることもあります。

これらの現場対応は、町の(町民環境課)環境係職員の立会いを得て行うことが多く、捜査の結果、犯人が特定できない場合や検挙に至らない場合等は、現場の管理者や町の環境係にゴミの処分をお願いすることとなります。

(4) 車両運転時の運転者の履物について

(委員) 車両(二輪車を含む。)を運転する時、足のかかかたが固定されていない履物(セッタ等)で運転している方を見掛けます。

交通法規上は違反と認識していますが、素早い行動が必要となった時等は対応できず事故につながるおそれがあります。

これに対する法規の周知並びに取締りは、どのようにされていますか。

(地域交通課長) 御指摘のとおり鹿児島県道路交通法施行細則第12条2号において、「げた、スリッパその他運転操作を誤るおそれのある履物を履いて車両(軽車両を除く。)を運転しないこと。」と規定されており、履物の適切な選定については、運転者の義務として自動車教習所で指導しているほか、警察活動中に認知した場合には運転者に対して直接指導をしているところであります。

御質問の乗車姿勢や運転装備についても交通事故の防止に必要な要素ではありますが、取締りの重点としては、最も事故に直結する速度違反、一時停止違反、携帯電話使用等の取締りについて推進しております。

交通指導取締りについては、一部の違反に固執することなく、現認した際には停止を求めて違反処理をしており、運転に影響を及ぼすような履物を認知した際には、適切に指導を実施してまいります。

(5) 高齢者の交通事故について

(委員) 最近、高齢者の交通事故が多く感じられます。

自動運転の車が販売されるようになるので、運転免許証の返納はしない方が良いという声も聞いたりしますが、免許の返納率等に変化がありますか。

また、高齢者の中では若い方(70代前半)の事故、ブレーキとアクセルの踏み間違

いなどの事故も多く感じますが、若い方の認知症等も増えていますか。

(地域交通課長) 若い方の認知症については、警察では統計を取っていないことから分かりません。

令和3年から令和5年まで毎年約100人の町民の皆様が運転免許を返納しており、特段の変化は認められないところです。

(6) 道路運送車両法改正後の現状について

(委員) 田植えも終盤となり、農業機械も盛んに動く頃となりましたが、農作業運搬車等に関する道路運送車両法改正後の状況と改正されたところを再度教えてください。

(地域交通課長) 法改正により、農作業機を直接装着したトラクタやけん引したトラクタが公道を走行することが可能になったと承知しております。

灯火類の装備、車両サイズの確認、車両の安定性の確保や免許種別の確認等、各種ルールが明確化されたことについては、所管の国土交通省から農協や販売店等に広報がなされ、周知が図られているところです。

農作業中の車両の取扱いがあった際に聴取したところ、使用する機械にあわせて、けん引免許等を取得した農家も確認されており、おおむね制度を理解されていると思われまます。

引き続き交通安全啓発活動や交通指導取締りを通じて、交通事故防止等に努めてまいります。

(7) カーブミラーの設置要望について

(委員) 紫尾・虎居線(県道398号線)を柏原方向から虎居方向に進行し、上向地区にある「テラーよしい」の前を左折してメロディーハイツ前を通り、右折して国道267号に入るところの道路は、土手が高いので国道へ右折する時に右側の車が見えにくいです。

特に朝と夕方の通勤・通学の時間帯は通行量が多く、少し車を前に出さないと見えにくいですので、要望として、カーブミラーをつけて安全確認ができるようにしてほしいです。

(地域交通課長) 要望された場所を確認しましたところ、町道側の一時停止線で停止した場合、右方の土手が高く、国道267号を轟町方面から進行してくる車両が確認しにくい状況が認められました。

町道から国道に進入する場合のカーブミラーの設置については、さつま町が設置の可否を検討することになりますので、町に御要望を伝えております。

現状で同所を通行される際は、一時停止後、徐々に車両を前方に進出いただき、轟町方面から進行してくる車両を確認して安全に通行されるようお願いいたします。

(8) 高齢運転者へのドライブレコーダーレンタル制度について

(委員) 高齢運転者による交通事故防止対策として、県下の全警察署でドライブレコーダーレンタル制度があると県警察のホームページで見ました。

レンタル内容についてももう少し詳しく知りたいです。

- ・ レンタル期間
- ・ レンタル料金
- ・ レンタル対象者

・ シニアカーについても、このようなレンタル、体験等の交通事故防止対策はないのか。

(地域交通課長) ドライブレコーダーレンタル制度については、平成28年から高齢運転者が自らの運転技量のチェック等を目的に運用しており、当署では、これまでに15回貸出しを行っております。

主として高齢運転者、その御家族に対して、無償でおおむね一週間程度貸し出し、要請があれば、警察官と一緒に映像記録を確認して、安全運転のための指導、助言を行っているところです。

シニアカーのレンタル制度は行っておりませんが、当署では、春と秋の全国交通安全運動に併せて、宮之城自動車学校において、高齢者対象の参加体験型交通安全教室を開催し、被害軽減ブレーキ搭載車両やシニアカー等電動車椅子の試乗を行っております。

備 考